

### 第13章 聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生

#### (聴講生)

第44条 本大学院の開設する授業科目中の1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生はその履修した科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した者には、願い出によって証明書を授与する。

#### (科目等履修生)

第44条の2 本大学院の学生以外の者が、大学院の正規の単位を修得することを目的として、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

#### (単位互換履修生)

第44条の3 本大学院と協定を締結した他大学院に在学している学生が、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、単位互換履修生として履修を許可することがある。

2 前項の単位互換履修生の取り扱いについては、別に定める。

#### (研究生)

第45条 本大学院に研究生の制度を置く。

2 前項の研究生の取り扱いについては、別に定める。

#### (委託生)

第46条 官公庁、法人又は外国政府その他より委託された学生を委託生とする。

2 委託生の扱いは聴講生に準ずる。

#### (学則の準用)

第47条 特別の規程のない限り本学則の規定は聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生にもこれを準用する。